

○議長（佐々木幸士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。一番ふなやま由美君。

〔一番 ふなやま由美君登壇〕

○一番（ふなやま由美君） 日本共産党宮城県会議員団のふなやま由美です。通告に従い、代表質問を行います。

大綱一、国政の重要課題に関する知事の政治姿勢について伺います。

今議会は直前まで総選挙が行われるなど、異例の幕開けとなりました。高市政権は防衛費を二〇二七年度までの五か年でGDP比二％へ引き上げるこれまでの方針を変え、今年度内に十一兆円を計上し、二年間も前倒しました。長射程ミサイル、極超音速誘導弾、小型攻撃ドローン、無人潜水艦などの配備に充てる計画です。昨年十月の日米首脳会談で、首相は日本が主体的に防衛力強化と防衛費増額に取り組む決意を米国に伝え、トランプ大統領は「米国の防衛装備品を調達していることに感謝を申し上げる」と語っています。更にトランプ大統領は、日本の防衛費をGDP比三・五％はおろか、五％を日本に求めるとされ、その額は実に三十兆円です。閣議決定された二〇二六年度予算と比較すると、教育費の約六・五倍、食料安定供給費の約二十三倍、中小企業支援の約百七十六倍に相当するあまりにも異常な金額です。どんどん大軍拡優先を進めれば、医療、福祉、教育、第一次産業や中小企業支援などに充てるべき国からの予算が抑制され、県民生活もなりわいも押し潰されてしまうのではないですか。知事の御所見を伺います。

政府は、防衛予算の財源の一部として一兆円を超える大増税を計画しています。二〇二六年度から防衛特別法人税を導入、段階的にたばこ税の増税が実施されます。更に政府は、復興特別所得税額二・一％を一・一％へ引き下げ、防衛特別所得税を創設する法案を提出しようとしています。復興特別所得税の課税期間は二〇三七年までとするものを二〇四七年までに十年間も延長し、震災復興に充てるべきお金の半分弱を軍拡財源に流用し、増税を押しつけるなどもつてのほかです。軍拡のための増税はすべきではないと国に求めるべきです。知事、いかがですか。

今年に入り、王城寺原演習場では、大規模な実動演習が二度にわたり実施されました。一月十六日から十九日にかけて、国内で初めての多国間空挺演習が行われ、自衛隊から約三百九十名、米軍約百八十名、イギリス軍約十名、それ以外の国からも武官が参

加しました。航空機からの落下傘訓練、地上戦闘訓練を実施しています。同演習場では、一月二十八日から二月五日まで沖縄県の負担を軽減する名目で、五年連続で一五五ミリりゅう弾砲の実弾射撃訓練が行われました。約二百六十名が参加し、車両約四十両、砲数六門を使用し、初めての対装甲車両火器が使用されるなど訓練内容は激しさを増しています。大和町、大衡村、色麻町、宮城県で構成する王城寺原演習場対策協議会は「他地域において、軍用機の事故や軍人等による事件・事故が発生していることから、地域住民の不安感が高まっている」「使用する火器の追加について、更なる地元の負担が見込まれている」との要望書を防衛大臣宛てに提出しました。また、協議会では、重火器の使用と訓練拡大への不安が述べられましたが、結局、一月十五日の協議会で実施はやむを得ないとの判断となり、なし崩し的に訓練が行われたことは極めて問題です。自治体、住民に負担を押しつけ、県民の平穏な暮らしを脅かし、戦争する国づくりのための一連の訓練について中止を求めるべきです。知事、いかがですか。お答えください。

二月五日に県が主催し、東北地方整備局の参加の下、特定利用港湾に関する関係市町担当課長会議が夢メッセみやぎで開かれました。市町職員からインフラ整備に関する質問とともに、観光や漁業、藻場の整備への支障を懸念する声や関係する住民と国民の理解が不可欠との意見が出され、その後、一般傍聴者の質疑が行われました。県民からは「訓練と称して護衛艦など軍艦が配置されるのはおかしい」「仙台塩釜港を軍事利用する戦争訓練はしないほしい」「住民説明会を開催すべきだ」と次々と厳しい意見が出されました。防衛省参加の下、県民の意見を聞く説明会を開催すべきです。お答えください。特定利用空港・港湾の指定について、県は、県議会本会議や建設企業委員会です。「特定利用空港・港湾の指定はあくまで平時を想定したもので、有事の際は特定公共施設利用法が適用されるので、有事とは別物だ」という旨の答弁をしていますが、当日参加者に配布された説明資料のページ目には、二〇二二年十二月に策定した国家安全保障戦略で「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」と書かれており、紛れもなく軍事利用のために、平時からの軍事訓練ができるようにするためにほかなりません。第二次世界大戦後に戦争の反省を踏まえた日本国憲法が制定され、その後一九五〇年には成立した港湾法で戦争時に国による直轄管理で兵たん基地化した反省を踏まえて、港湾管理者は

地方自治体が担うように規定されました。港湾管理者として県は、仙台塩釜港の特定利用港湾指定は認めないと国に言うべきです。いかがですか、お答えください。

大綱二、新年度予算と県民の暮らしを支える提案について伺います。

知事は、臨時記者会見の席上、新年度予算について、集大成に向けた成長「実」現予算と命名し、「富県宮城という大きな果実を実らせるべく、更なる成長を実現したい」と語り、大企業応援の富県戦略にしがみついています。重点項目の人口減少対策に七十二億円を計上しましたが、中身を見れば、結局約二十八億円は企業立地奨励金です。重点項目に掲げた割には、約三九%の予算しかなく、人口減少対策に本腰を入れたと胸を張って言えるのでしょうか。本県の二〇二五年度末までの企業立地奨励金の総額は三百七十二億円に上り、トヨタ関連企業には百八十八億円を交付しています。結局は、富むところをもっともうけさせるやり方であり、改めるべきです。二〇二五年の帝国データバンク仙台支社がまとめた本県の倒産件数は百六十件と東北で最も多く、金利上昇で金融機関の審査が厳しく、借入れが困難になっています。物価高と人手不足の中、資金繰りに苦しみながら必死に地域の経済と雇用を支え、踏ん張っている中小・小規模事業者への支援が必要ではないでしょうか。宮城県の企業の九九・八%を占める中小企業等にもっと手厚い予算配分があつてしかるべきです。お答えください。中小企業への抜本的な支援策を強めるとともに、物価高に負けない中小企業への賃上げ支援策に踏み出すべきです。茨城県では、それまでは国の業務改善助成金に県補助を上乗せする制度だったものから、賃上げの直接支援へと発展させています。茨城県知事は、今年の当初予算の目玉に掲げ「どの業界も人材が足りない、採用できない、仕事がこなせない状況だが、賃上げせずにそれを解消しようというのはあり得ない。直接的な支援策じゃないと経営者側に響かない」と述べ、強い意気込みが感じられます。茨城県が昨年二月に、経済団体会員企業における最低賃金近傍の労働者の実態調査を行った結果、従業員数が百人から二百九十九人の比較的規模の大きな企業よりも、十人未満や十人から九十九人までの小さな事業者のほうが賃金を引き上げている実態が浮き彫りになりました。経営難の中でも最低賃金ぎりぎりでは人が来てくれず、少しでも金額を引き上げる努力と苦悩が表れています。本県でも、県内中小企業の労働者の賃金実態について調査を行い、中小企業への賃上げ直接支援を決断することを求めます。いかがですか、お答えください。

知事が重点に掲げた、結婚・出産・子育て支援の主な取組には約十二億円計上、若者・女性に選ばれる宮城をつくる取組には、企業立地奨励金を除けば僅か三億二千万円しか組み立てられず、これでは県民の願いには十分には応えられません。深刻な物価高に直面する中で、若年層の経済的負担の軽減や、安心の雇用、子育て・教育の充実で、本当に「宮城に生まれ宮城に住んでよかった」と県民が実感できる県政実現への知事の本気度が問われています。以下の点について求めます。第一に、円安の影響は住宅ローンや奨学金返済の利率上昇を招き、働き盛り世代や若年層を一層苦しめています。大学の学部生の多くが利用する利子つき奨学金は平均三百三十六万円ですが、利率固定方式で見ると、二〇二二年三月に〇・四%だった利率が、今年一月には約二・五%の利率となり、返還総額が四百二十七万円と九十一万円も跳ね上がります。利率見直し方式では、二〇二二年三月の卒業生は、卒業当時〇・〇四%だったものが、二〇二六年三月以降は一・三〇〇%へと、僅か五年間で三百二十五倍にもなっており、私も驚いています。円安により急上昇する異常な利率に対し、奨学金返済に当たつての負担軽減策を国に求めること。また、県独自の給付型奨学金制度を作ること。宮城の未来を支える世代が安心して宮城で働き続けられるよう、ものづくり産業に限定している奨学金返還支援制度の対象を他産業にも拡大すべきです。併せてお答えください。第二に、子ども医療費助成は、県民の長年の運動により、二〇二六年度から県内全ての市町村が十八歳まで無料となります。昨年九月に宮城県市長会から「県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している」として、県に対象拡大を求める要望が出され、宮城県町村会からも同様の要望書が出されています。県の試算では、現行就学前までとしている県の二分の一の支援を、対象年齢を十二歳まで拡充した場合は七億五千万円の追加、十五歳までの場合では十二億五千万円、十八歳までの場合では十七億五千万円をそれぞれ追加すればできます。いつまでも国がやるべきと言っているだけではなく、十八歳までの拡充を目指し、一歩でも二歩でも県の対象年齢を拡充すべきです。いかがですか、お答えください。第三に、国の学校給食無償化がこの四月から実施となります。長年の県民の要求運動が政治を前に動かしたことを歓迎するものです。国の示す単価では不足するために、独自支援を上乗せする市町村もあります。中学校にも対象を拡大するために必要な予算は、県所管分だけで十七億円あればできます。国待ちにならず、思

い切つて県として中学校を対象を拡大すべきです。お答えください。第四に、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、受給者が一旦自己負担額を支払い、そのあと自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者の経済的負担が大きくなっています。心身障害者医療費助成の場合、全国でほとんどの自治体が現物給付を導入しており、自動償還払いを除く完全な償還払いは宮城県を含め僅か三県のみです。母子・父子家庭医療費助成制度と併せて、直ちに現物給付にすることをぜひ知事の任期中に実施すべきです。以上、四点についてお答えください。

大綱三、県民の命を守る地域医療と病院再編問題について伺います。

先月、仙台赤十字病院と県立がんセンターを統合する新病院の基本計画が公表されました。基本方針には、断らない二次救急体制を目指すこと、安心・安全な出産ができる周産期医療の提供、がん患者を総合的に診療できる病院として良質かつ先進的ながん医療の提供を目指すと掲げています。病床数は四百床で、標榜診療科は三十五科としています。現在、専門的治療が必要な希少がん・難治がんのほとんどの患者をがんセンターと東北大学病院で受け入れています。治療が難しく診療報酬体系では採算が取れない医療であり、県立がんセンターだからこそ安心の医療を提供してきました。今後はどう対応されるのでしょうか。患者が必要な医療を受けられないがん難民を生み出すべきではありません。東北大学との協議はどこまで進んでいるのかお答えください。緩和ケアは、診断されたそのときから、がん患者の身体的・精神的苦痛を取り除き、QOLを向上させ、自分らしい生活を送れるようにするためのケアであり、がん拠点病院に不可欠な機能です。終末期に向かうケアを含め、落ち着いた療養環境で患者家族に寄り添い、重要な役割を果たしてきた緩和ケア病棟は、新病院ではなくなります。一般の病棟内で緩和ケアチームがバックアップするとしていますが、各科一般病棟で何床分確保し、どんな体制でどのようにケアするのか明らかではありません。本県がんセンターの緩和ケアの質が後退してはなりません。お答えください。救急医療は、救急車台数を年間四千人と想定し、外来時間外の救急体制として内科系一名、外科系一名の医師を配置する、救急部門は時間内及び時間外の救急搬送患者を対象とするとなっていますが、救急車が年間四千件であれば、一日十名程度の患者を受け入れる想定ですが、傷病者の発生により救急車が一度に何度も連続して受入れが必要な場合もあります。二十四時間三百六十

五日断らない救急医療をどのような体制をつくり対応するのか伺います。

概算事業費は約四百八十六億円で、物価上昇の影響で当初の想定から百八十六億円も増加しています。財源は、地域医療介護総合交付金や国補助、県単独支援百八億円とありますが、物価高の影響により更に高騰した場合の資金確保見通しを伺います。給与費は一年目が七十四億六千五百万円、七年目以降約八十億円で医療費用の五〇％程度となっており、仙台日赤病院の給与単価を参考に過去の定期昇給を見込んで算出したとされていますが、医師や看護師、コメディカルスタッフの職種別の人数も明らかではありません。また、仙台日赤病院の人件費の積算に関わる資料を求めましたが、内部資料のため非公開とされているため、議会として妥当性を検討することができない問題があります。職員の継続雇用や処遇がどうなるのかも心配されます。二〇二四年四月一日現在で、職員数は二つの病院合わせて千二百六十三名ですが、統合新病院では八百五十名へと四百十三名も減らされてしまいます。組合の交渉の席上では「雇用確保の見通しが示されないことが、職員の人生設計に大きな影響を与えている」と訴えられています。県立循環器呼吸器病センターの廃止の際には、現に支給されている給与が下回らないようにする現給保障が六年間行われました。全ての職員の雇用と処遇を守ることを求めます。具体的な取組をお示しくください。

仙台赤十字病院跡地の医療の提供について、県は地元町内会に説明をしていくとされていますが、地元の町内会長さんからは「移転まであと四年余りしかない。病院を引き剥がされる我々の医療を県はどう提供するつもりか。仙台市とも協議し責任を持つべきだ。県は日赤病院を利用する患者や県民に説明をすべきだ」と話しておられます。基本計画ができたのですから、改めて県の責任で仙台赤十字病院、仙台市同席の下、説明会の開催を求めます。いかがですか、お答えください。県立精神医療センターの名取市内での建て替えに当たり、精神保健福祉審議会では年度内に場所選定の意見を取りまとめたいとしていました。しかし、十二月の審議会では県による報告のみで、再度当事者参加の下に年度内に開催するとしていましたが、結局開かれていません。当事者や職員の意見をしっかりと反映させた計画を策定し、老朽化する県立精神医療センターの建て替えを早期に進めるべきです。また、当事者の意見を県の施策に反映させるために、精神保健福祉審議会の当事者の人数は、現在の一名から複数に増やすことを求めます。いか

がですか、お答えください。

大綱四、国民健康保険制度について伺います。

県内で国保料・税の値上げや滞納者が増加するなど、命と暮らしを脅かす事態が広がっています。そもそも、国保に加入する世帯は所得の少ない方や年金生活者、中小零細事業者、非正規で働く方々が多いこと、平均年齢が高く医療が必要な方が多いという構造的な問題を抱えています。二〇二三年度の県の市町村国保の一人当たりの平均所得五十九万五千円に占める平均保険料九万九千九百九十七円の割合は一五・三％に上り、法定軽減を受ける世帯は六割を超えています。県内の事例では、世帯年収四百万円、所得二百七十八万円で四大家族のケースで五十五万六千九百九十円となり、所得の二割もの保険料で、協会けんぽの二・七倍に上ります。負担能力をはるかに超える国保料が県民に重くのしかかっている現状をどのように捉えているのかお答えください。県は、新年度から市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない納付金ベースの統一を行い、二〇三〇年に同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料とする国保の完全統一を目標とし、遅くとも二〇三三年までの実現を目指す方針です。市町村の実際の保険料率を県が示す標準保険料率に合わせると、大半の市町村の保険料が引き上げられることが危惧されます。全国で最も早く完全統一を進めた大阪府では、所得二百万円で四十九歳夫婦と子供二人の四大家族の場合、国保料は四十五万六千五百五十三円となり、住民から悲痛な叫びが上がっています。県内ではこの間、基金を取り崩し保険料の引下げに充ててきた市町村も基金が底をつき、一気に保険料を引き上げたり、県の完全統一を見越し、激変緩和的に徐々に国保税を引き上げる市町村も生まれています。このまま完全統一を進めれば、今でも高過ぎる保険料に苦しむ加入世帯を一層追い詰めることは明らかです。県単位の完全統一方針を見直し、保険料の算定は市町村ごとの設定を基本とすべきです。いかがですか、お答えください。

国保法第七十七条で保険者は「条例又は規約で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」とされています。仙台市では、災害や失業による収入減少を対象とする場合に加え、七割、五割、二割の法定軽減のうち、二割軽減となる世帯に上乘せする四割軽減や所得基準を拡大し二割軽減とする独自減免を実施しています。県も第七十七条減免を活用し、国保に加入す

る県民の苦しみを取り除くために、市町村に働きかけることを求めます。いかがですか、お答えください。また、国保法第四十四条は災害や失業で収入が低下した場合に、医療費の窓口一部負担金の減免や徴収猶予を行う制度ですが、本県では、これまで災害以外での減免はごく僅かしか活用されていません。要件を緩和し、活用しやすい制度にすることを求めます。お答えください。

新年度の県の国保会計の見込みでは、基金総額約百二十億円のうち、財政調整事業分は九十一億八千三百万円です。今回、前年度に比べ基金積立金を約二十二億円減額し、納付金を引き下げる一定の努力は行いましたが、更に基金を活用し市町村への納付金額を下げるべきです。いかがですか、お答えください。新年度からの子ども・子育て支援金として、更に一世帯当たり年間三千三百円の負担増となります。十八歳未満の子供の均等割がゼロになることは歓迎しますが、その分が十八歳以上の加入世帯の負担となる制度設計は問題です。県は、決算剰余金を活用するなどして、子ども・子育て支援金分を補填すること、公費で負担すべきであり国の財政措置を求めるべきです。お答えください。国民皆保険制度がスタートした翌年の一九六二年当時、国の社会保障制度審議会では「低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は事業主負担相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだ」と勧告しています。構造的問題を抱える国保制度を根本から解決するために、かつて全国知事会が要求したとおりに、国に対して国保に一兆円の公費を投入し、協会けんぽ並みの保険料・税にするよう強く求めるべきです。お答えください。

大綱五、東日本大震災から十五年を迎える本県の課題について伺います。

今年度末で国の第二期復興・創生期間が終わります。被災者に節目だからと支援を打ち切れることは許されません。心のケアや見守り、コミュニティー支援など、誰一人取り残されない復興は、よりその必要性を増しています。日本共産党県議団は昨年四月、国会議員と連携し、復興庁や厚生労働省など九つの省庁に東日本大震災の復興及び物価高騰対策の要望を取りまとめ交渉を行いました。政府は、各県からの要望も踏まえ、必要な支援を見極めていくと応じました。その中で、二〇二六年度は子どもの心のケアハウスが国と県の財政支援で継続できるようになったことを評価します。引き続き、二〇二七年度以降の支援の継続を国に求めるとともに、県が実施すべきです。お答えください。

い。二〇二五年の災害公営住宅の孤独死は五十二名となり、二〇一四年から累計で四百三十三人です。県が被災者への健康調査を打ち切った後も、宮城県民主医療機関連合会が災害公営住宅の健康調査を十一年間継続しています。直近の調査では、治療が必要な病気のある人は七八・七％、体調が悪くても受診を我慢することが多い人は一五・九％に上り、医療費の負担と物価高が重くのしかかっています。抑うつ状態を示すK6評価では、とりわけ経済的に困窮する方々がそれ以外の方々と比べ約三・八倍も高くなっています。私が相談を受けた認知症の夫を介護する八十代の女性は「以前は近くのスーパーまで歩いて買物ができたが、今は足が不自由で外出もできなくなってつらい」と話していました。また、一人暮らしの方は「数日間誰とも話をしていない。生きる意味があるのか」と涙ぐみ悩みを相談してくれました。自治会役員の高齢化や担い手が不足し、集会所の鍵が閉まったままという団地もあり、コミュニティづくりが大きな課題です。これまで全額国費で実施してきた被災地域福祉推進事業費二億四千三百万円余を県は廃止し、新たに被災地域福祉移行支援事業費として県費で二千五百万円を計上しました。国の支援が打切りになったもともとでも、南三陸町で実施している介護保険法に基づく地域支援事業の中の任意事業等を参考に、市町村が行う支援に対して限度額を超えた分について、その四分の三を復興基金を活用して行う大切な支援と評価いたします。被災者の見守り、相談事業は継続が何より大事です。今後も予算を確保し実施できるよう、市町村を支援することを求めます。いかがですか、お答えください。被災者に国や県が市町村を通じて最大三百五十万円を貸し付ける災害援護資金は県全体では約二万四千人に四百九億円が貸し付けられました。仙台市以外の状況では、三十一市町村の八千八百七十人に対する約百七十六億円の貸付けのうち、支払い期日が到来した方の七五％となる三千三件、金額では三十二億円が滞納せざるを得ない実態です。援護資金の返済には免除制度があり、死亡、破産、精神・身体への著しい障害等により昨年三月末では九億四千万円余が返済免除されました。そもそも、災害援護資金の貸付けには所得上限があり、低所得者を対象とした福祉的側面を強く持った制度です。生活に困窮する低所得者の方や一定額以下の年金収入のみで生活している方などに直ちに償還免除を認め、経済的負担から解放するとともに、債権管理を行う市町村の負担を軽減できるよう国に法令改正を求めるべきです。いかがですか、お答えください。被災した中小企業等への支援につ

いて、国が行う復興特区支援利子補給金は、現在六十者が活用していますが、新年度から福島県を除いて廃止となります。復興推進計画主体は県内市町村になりますが、本制度が終了となることで県内事業者が困難に直面しないよう、県としてどのような手だてを行うのか伺います。

次に、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染廃棄物の処理について伺います。対象となる汚染廃棄物は、八千ベクレルパーキログラム以下だった牧草や稲わらの農林系廃棄物と、減衰して八千ベクレルを下回ったものです。保管市町村数及び汚染廃棄物の推移と現在の保管状況をお示してください。県は、二〇二三年度より汚染廃棄物の処理を加速するとして市町の相談に乗り、受入れ可能な民間事業者の情報を提供するなど調整役を果たし、費用は国の補助金と特別交付税で全額賄われています。県は、責任主体は市町村にあるとしていますが、事実上、国と県の主導によって行われています。市民団体による追跡調査の結果、加美町の汚染廃棄物の一部が福島県内の産廃処理業者により搬送され、福島県内で焼却処理していることが地元紙でも報じられました。風評被害を隠れみのに住民にも議会にも明らかにせず、県外に廃棄物を押しつけることは極めて問題です。また、登米市では、二〇三一年度までに汚染廃棄物を農林地還元処理予定としていました。更に、これまでは指定廃棄物だったものが再測定の結果、全て八千ベクレル以下に減衰したとして、二〇二六年度と二〇二七年度の二か年で二千二百三十五トン全量を農林業系廃棄物として県外での処理を行う方針です。環境省が作成した放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金実施要領では、市町村は「本事業の実施に当たり、破碎・細断施設、焼却施設、最終処分場及び搬入路等の周辺住民の理解を得るものとす」と明記しています。住民に知らせず合意もとらずに県外に搬出することは、環境省の実施要領にも反する取扱いです。住民をないがしろにし、安全なのかどうかをモニタリングし、データもとらずに県外処理を進めることは極めて問題であり、進めるべきではありません。いかがですか。

このことを最後に伺って、壇上での質問といたします。御清聴ありがとうございます。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） ふなやま由美議員の代表質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、国政の重要課題に関する知事の政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、国が大軍拡優先を進めれば県民生活やなりわいも圧迫されるのではないかとのお尋ねにお答えいたします。

我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、国においては、防衛力の抜本的強化を進めることが必要との観点から、令和九年度までに防衛費が国内総生産の二％に達するよう所要の措置を講じる旨、国家安全保障戦略に明記し、自衛隊の体制整備や防衛施策の推進に取り組んできたものと承知しております。今後、国会での予算審議を通じて、議論が重ねられるものと認識しており、安全保障の在り方について国民の十分な理解が得られるよう、国の責任において丁寧に対応すべきものと考えております。

次に、軍拡のための増税はするべきではないと国に求めるべきとの御質問にお答えいたします。

防衛特別所得税や防衛特別法人税などの国が行う税制措置は、自衛官の安定的な確保や処遇改善、防衛施設の強靱化などに取り組むための財源を安定的に確保するためのものと承知しております。国においては、安全保障や防衛力の在り方のほか、税の目的や仕組み、具体的な用途などについて国民に丁寧の説明し、理解が得られるように努めるべきものと考えております。

次に、特定利用港湾の指定は認めないと国に申し入れるべきとの御質問にお答えいたします。

特定利用港湾については、平時の訓練を通じて、自衛隊や海上保安庁が仙台塩釜港の特性に習熟することにより、大規模災害発生時における緊急対応や住民避難等が迅速かつ効率的に実施可能となると国から説明を受けており、今後想定される日本海溝・千島海溝沖などの大規模地震や津波発生時にも有効に機能するものと考えております。また、港湾における施設整備において、民生利用のみならず、安全保障上のニーズが加味されることにより事業が着実に推進されるとともに、港湾地区周辺の道路ネットワーク

整備が図られるものと伺っており、関係市町や港湾利用者等からも特定利用港湾に指定された場合には「港湾施設の整備を更に推進してほしい」との御意見を頂いたところでもあります。県といたしましては、引き続き、関係市町や港湾利用者などと丁寧な情報共有を図るとともに、その御意見も踏まえながら、今後の対応について検討してまいります。

次に、大綱三点目、県民の命を守る地域医療と病院再編問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、がん医療に関する東北大学との協議についてのお尋ねにお答えいたします。先月公表されました基本計画において、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合新病院では、東北大学と補完・連携を進め、現在がんセンターが担っている高度ながん医療の水準を維持することとしており、他のがん診療連携拠点病院や宮城県がん診療連携推進病院とともに、県内のがん政策に必要な機能を發揮していくことが示されております。基本計画策定に当たっては、新病院におけるがん診療の具体的な機能について、東北大学を含めた関係者間で議論を重ねたところでありますが、希少がんや難治がんなどの専門的な治療を必要とする患者の受療機会が確保されるよう、医師派遣を含めた人員配置や医療機関ごとの役割分担など、診療体制の具体化に向け、引き続き協議を行ってまいります。

次に、二十四時間三百六十五日断らない救急医療の体制づくりについての御質問にお答えいたします。

統合新病院では、救急告示医療機関の認定を受ける予定であり、仙台市隣接エリアを含む仙台医療圏南部を診療圏として想定し、診療圏域における断らない二次救急の体制構築に向け、周辺地域の医療機関や救急隊と連携しながら、救急医療を支えていくこととしております。救急患者の受入れに当たりましては、診療時間内は、救急医を中心とした救急部門と各診療科が連携して対応し、診療時間外は、内科系及び外科系の医師を一名ずつ配置することで、切れ目のない受入れを目指すこととしております。県といたしましては新病院の断らない二次救急の実現に向けて、引き続き関係者間の協議に臨んでまいります。

次に、物価高の影響により、更に事業費が高騰した場合の資金確保の見通しについ

ての御質問にお答えいたします。

統合新病院の基本計画において、概算事業費は四百八十六億円とされ、昨今の建築費高騰等の影響により、令和六年十一月に公表した基本構想時の三百億円から大きく増加しております。概算事業費の算出に当たりましては、関係者間の協議のほか、両病院職員によるワーキンググループにおいて、事業費の圧縮に向けた様々な検討を重ねてきたところではありますが、統合新病院が担う救急医療や周産期医療、がん医療などの機能を有するには一定の施設規模や医療機器整備は不可欠であり、求められる医療機能をしっかり果たしていく上で必要な金額と認識しております。今後、想定を超える建設費高騰等により、事業費が更に増大するおそれが生じた場合には、まずは基本計画で示された事業費内での実施に向けて関係者間で内容の精査を行うとともに、県と日本赤十字社との間で財源確保の方策を協議するなど、事業の着実な推進に取り組んでまいります。次に、職員の雇用と処遇についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に伴う職員の雇用や処遇につきましては、令和五年十二月に締結した基本合意に基づき、職員の意向に十分配慮の上、日本赤十字社、宮城県及び県立病院機構において協議を進めることとしております。このたびの基本計画公表により、職員が就労先を検討する際に参考とする統合新病院の具体的な機能や整備方針が明らかになったことから、県立病院機構では、職員向けの基本計画説明会のほか、一回目の意向調査を実施したところであります。県といたしましては、今後も病院機構と連携しながら、職員の意向把握に努めるとともに、統合新病院への身分移行や県立病院機構内での異動、公立病院等への就職あっせんなど、職員一人一人の意向を踏まえて丁寧に対応いたします。また、新病院に移行する職員の現給保障等につきましても、今後両法人間の給与体系の比較などにより、職員への影響を改めて精査した上で、その取扱いについて検討してまいります。

次に、仙台赤十字病院と県立がんセンターの移転・統合に伴う説明会についての御質問にお答えいたします。

令和六年四月に実施いたしました八木山地区の住民説明会においては、特に、病院移転後の医療提供体制に対する不安や懸念の声が多く寄せられました。昨年二月には、仙台赤十字病院とともに住民の代表者と今後の対応方針について意見交換を行い、現病

院の患者動向などを踏まえた移転後の医療体制について仙台市や仙台市医師会とも調整の上、提示するよう御要望を頂戴したところであります。その後、仙台市や医師会の御意見も伺いながら、病院と連携して患者の状況等を分析し、先日八木山周辺地域の連合町内会の方々と仙台市に対して意見交換を行ってきたところであります。県としては、こうした説明や意見交換を重ね、住民の方々の御意見に耳を傾けるとともに、病院移転に伴う不安の解消に向け、仙台市とも連携しながら丁寧に対応いたします。

次に、大綱四点目、国民健康保険制度についての御質問にお答えいたします。初めに、国保制度の現状認識についてのお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険は、退職者や非正規雇用者等が多く、被保険者数が減少傾向にある一方で、一人当たりの医療費が増加していることから被保険者の負担が大きく、構造的な課題を抱えているものと認識しております。このような状況の中で、県は平成三十年年度の都道府県単位化以降、財政運営の責任主体として、市町村が納付する事業費納付金の年度間の変動などに配慮しながら、適切な負担軽減策を講じるほか、市町村と一体となって、安定的な財政運営に努めているところであります。

次に、保険料の完全統一の方針を見直すべきとの御質問にお答えいたします。

我が県の市町村国保は、現在各市町村が個別に保険料率を設定しており、多くの市町村は国保の財政調整基金を取り崩すなどして、保険料率を据え置か低く抑えております。県では、被保険者間の公平性確保の観点から、保険料率を県内で統一する完全統一を目指すことで市町村と合意し、本格的な協議を開始いたしました。現段階では、統一後の保険料率を算出することはできませんが、今後の検討に当たっては、年度間的大幅な保険料の変動が生じないよう留意しながら、引き続き市町村と協議を進めてまいります。また、国に対しまして全国知事会などを通じて、保険料水準の統一に向けた取組の推進に伴い、被保険者の負担が過大とならないよう更なる財政支援について引き続き要望してまいります。

次に、国保税の引下げについての御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、構造的課題を抱えており、今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれております。県としては、国に対して全国知事会等を通じて、国定率負担の引上げ等の財政基盤強化のための新しい財政支援について、今後も引き続き要望して

まいります。

次に、大綱五点目、東日本大震災から十五年を迎える本県の課題についての御質問のうち、被災者の見守り・相談事業への継続的な支援についてのお尋ねにお答えいたします。

災害公営住宅における入居者の高齢化や単身化が進む中、健康状態の変化などに早期に気づき、適切なサポートにつなげる見守り活動は、今後も重要な取組であると認識しております。このため市町における見守り事業の一般施策への移行を後押しすることを目的として、県では来年度当初予算案に必要な経費を計上したところであります。令和九年度以降につきましては、市町の取組状況等を確認しながら、支援の継続についても検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱二点目、新年度予算と県民の暮らしを支える提案についての御質問のうち、奨学金返還支援制度についてのお尋ねにお答えいたします。

このところの金利の上昇は、奨学金の利用者に対し大きな影響を与えているものと認識しております。現在、国の高等教育修学支援制度として、入学金及び授業料の減免や給付型奨学金の支給が行われており、今年度は多子世帯に対する所得制限が撤廃されるなどの拡充措置が講じられたところです。また、県独自の奨学金返還支援制度としては、昨年度創設した県内ものづくり企業への若手人材の確保、定着を目的としたものについて、これまでに二十二社を認定しているところです。県といたしましては、国の支援制度の更なる拡充を求めていくほか、県独自の支援について、他の都道府県の取組状況や現行制度の課題及び効果を踏まえながら、我が県にふさわしい在り方を検討してまいりますと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱五点目、東日本大震災から十五年を迎える

本県の課題についての御質問のうち、災害援護資金の償還免除制度の改正についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災に係る災害援護資金については、被災者の円滑な生活再建と適正な管理による借受人間での公平性確保との両立を図ることが必要であると認識しています。県では、償還免除の対象範囲の拡充や震災特例の要件である十年無資力の期間短縮等について、政府要望をはじめ、様々な機会を通じて必要な制度改正を国に働きかけているところです。引き続き、償還免除の対象範囲の拡充等を国に強く求めるとともに、市町とも協力しながら、被災者の生活再建と適切な債権管理に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 企画部長梶村和秀君。

〔企画部長 梶村和秀君登壇〕

○企画部長（梶村和秀君） 大綱一点目、国政の重要課題に関する知事の政治姿勢についての御質問のうち、王城寺原演習場における一連の訓練についてのお尋ねにお答えいたします。

王城寺原演習場における米軍実弾射撃訓練は、我が国の安全保障と沖縄県の過重な負担の軽減を図る目的から、国の責任において実施しているものであります。訓練の実施に当たっては、県、大和町、大衡村及び色麻町で構成する王城寺原演習場対策協議会として、万全な安全対策を求めることに加え、当該訓練が恒常化しないこと、将来的には我が県で訓練を実施しないよう十分検討することについて、これまでも国に対し要望してまいりました。また、王城寺原演習場をはじめ、県内で行われる多国籍訓練の際にも、事件・事故のないよう万全の対策を講じることなどの要請を行っているところでもあります。県としましては、基地や演習場が所在する市町村と連携しながら、地元住民の安全・安心が確保されるよう、引き続き国に強く求めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱五点目、東日本大震災から十五年を迎える本県の課題についての御質問のうち、汚染廃棄物の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

八千ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物については、平成二十九年六月時点において、二十六市町村で推計約三万六千四十五トンありましたが、昨年四月時点では八市町、累計約七千七百トンに減少しております。また、指定廃棄物については、国の発表によれば、平成二十九年六月時点において、推計約三千四百十三トンだったものが、昨年末時点では推計約二千二百七十五トンとなっており、現時点ではそのうちの約九四％が八千ベクレル以下に減衰しているものと見込まれています。これらの汚染廃棄物については、国のガイドライン等に基づき、市町において適切に保管・管理されております。

次に、処理施設周辺住民の理解や安全性の確認についての御質問にお答えいたします。

処理の対象となる汚染廃棄物は、法令上、安全に処理できるとされる放射能濃度以下のものに限定されており、搬出元の市町村においては、受入れ先の周辺住民の理解醸成も含めて、受入れ事業者と施設が立地する市町村の了解を頂いた上で適切に進めているものと認識しております。安全性に関しては、受入れ事業者が法令に適合した処理施設において適切な管理の下で処理を行うものであり、処理基準に基づいた環境モニタリングも実施しております。また、搬出元の市町村では、そのモニタリング結果等を情報共有し、全ての処理が完了するまで責任を持って対応しているところであります。なお、これまで実施された県外処理の報告では、一連の処理において飛散や流出等のトラブルはなく、処理が安全に完了したと認識しております。県といたしましては、国と連携し、国が定めるガイドライン等に基づきながら、引き続き、県外の民間事業者の活用も含めて、保管市町の処理に向けた取組を支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、新年度予算と県民の暮らしを支える提案についての御質問のうち、子ども医療費助成についてのお尋ねにお答えいたします。

子ども医療費助成制度は、子供の受診機会の確保や健康保持、子育て世帯の経済的負担の軽減などの観点から大変重要なものであります。我が県では、市町村への助成対象を入院・通院ともに就学前までとしておりますが、一部自己負担金を課していないこ

と、完全現物給付方式を採用していること、また、政令指定都市への補助率に差を設けていないことを踏まえれば、全国的にも遜色のない制度であると認識しております。御提案のありました、県から市町村への助成に関する対象年齢の引上げについては、本来、子供の医療費助成は全国どこに住んでいても同じ制度の下に医療が受けられるよう、ナショナルミニマムとして国が責任を持つて対応すべきと考えております。県内市町村において、十八歳までを対象とした制度拡充が図られてきたことを踏まえ、引き続き国に対し全国一律の子供の医療費助成制度の創設について強く要望を重ねてまいります。

次に、母子・父子家庭医療費助成制度と心身障害者医療費助成制度の現物給付化についての御質問にお答えいたします。

医療費助成制度の現物給付による窓口無料化は、利用者の利便性向上に寄与する一方で、国民健康保険の国庫負担金の減額措置により市町村に財政負担が生じることから、慎重な検討が必要であると認識しております。昨年十二月に市町村へ実施した意向調査では、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度で、財政負担があっても現物給付を望む市町村は少数であり、一方で国庫負担金の減額措置の廃止を条件とする市町村が多くなっております。県といたしましては、国による全国一律の現物給付化に向けた動向を注視するとともに、引き続き市町村とも連携し、国庫負担金減額措置の廃止について、全国知事会など様々な機会を通じて、国に対し強く要望を行ってまいります。

次に、大綱三点目、県民の命を守る地域医療と病院再編問題についての御質問のうち、緩和ケアの体制についてのお尋ねにお答えいたします。

統合新病院では、病院全体として専用病棟を設けないことで柔軟な病床運用や効率的なスタッフ配置が可能になるとともに、複数診療科に関わる合併症患者に対する包括的な診療を行うことができるなど、病院と患者双方にとって大きなメリットのある病院運営を目指しております。そのため、緩和ケアについても専門病棟を設けず、一般病棟において緩和ケアチームのバックアップによる適切なケアを提供することとしております。一般病棟における個室病床の活用など、具体的な運用体制については、今後、関係者間での協議により決定していくこととなりますが、県といたしましては、他病院との連携等も含め、患者や家族に寄り添った最適な緩和ケアが提供されるよう、引き続き体

制確保に努めてまいります。

次に、県立精神医療センターの建て替えについての御質問にお答えいたします。

精神医療センターの建て替えについては、センター職員との検討会議において、専門的知見を有するコンサルタントの分析や、センター利用者等に対するアンケート結果も踏まえて、各候補地のメリット、デメリットを詳細に抽出し、課題の改善策なども議論しながら候補地ごとの中間評価をまとめたところであり、昨年十二月の精神保健福祉審議会に報告し、後日、委員から書面により御意見を頂いております。その後、先月下旬から今月中旬の審議会開催を目指して日程調整を試みましたが、各委員の都合がつかず、開催に至っておりません。県といたしましては、引き続き審議会等の関係者の方々に御意見を伺いながら、可能な限りの早期建て替えを目指して検討を進めてまいります。また、精神保健福祉審議会における調査審議の中で、当事者の意見は大変重要であると認識しております。今月の十三日をもって委員の任期が満了したことから、現在、新しい委員の構成と人選を検討しておりますが、当事者委員については増員する方向で対応してまいりたいと考えております。

次に、大綱四点目、国民健康保険制度についての御質問のうち、保険料・税や一部負担金の減免制度についてのお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険料・税や医療費の一部負担金の減免は、各市町村が国民健康保険法等の規定に基づき、地域の実情や世帯の所得状況などを勘案して実施しており、ホームページや広報誌等を活用して住民への周知を図っているところです。県といたしましては、会議の場などを通じ、仙台市の取組など各市町村の減免制度の内容について情報共有を図るとともに、制度の更なる活用や分かりやすい周知を図られるよう働きかけてまいります。

次に、更なる基金活用による納付金引下げについての御質問にお答えいたします。

令和四年度の法改正により、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、決算剰余金を財政安定化基金に積み立て、安定的な財政運営の確保のため必要と認められる場合に取り崩すことができる財政調整事業が追加されました。この財政調整事業のうち、前期高齢者交付金分については、将来の返還に備えて積み立てているものですが、来年度の診療報酬改定により、事業費納付金の増加が見込まれることから、特例的に積

立額を減額し、医療費水準の変動へ対応したものです。県といたしましては、今後も財政調整事業の趣旨を踏まえ、市町村と十分に議論しながら、基金への積立てや取崩しについて慎重に検討してまいります。

次に、子ども・子育て支援金制度への県からの補填や国に対する要望についての御質問にお答えいたします。

来年度から創設される子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、国が制度設計したものであり、国民に実質的な負担を生じさせないこととされております。県といたしましては、全国知事会等を通じ、子ども・子育て支援金制度が低所得者の負担増とならないよう、国による十分な財政措置について引き続き要望してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱二点目、新年度予算と県民の暮らしを支える提案についての御質問のうち、中小企業への手厚い支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県ではこれまで、再起支援事業を通じて延べ約六千五百件、約五十四億円の支援を行い、さきの補正予算でも十三億円を確保し、中小企業への支援を強化しております。また、来年度予算においては、デジタル化支援事業として前年度比三千七百万円増の二億五千七百万円を計上したほか、柔軟な働き方や人材育成を後押しする事業を新設するなど、中小企業の多様なニーズに応じた予算確保に努めております。

次に、中小企業への賃上げ直接支援についての御質問にお答えいたします。

持続的な賃上げを実現するためには、経営基盤の強化が必要であると考えております。そのため、一時的な直接支援ではなく、販路開拓や生産性向上などへの取組を再起支援事業により支援しており、併せて賃上げを応援する趣旨で、補助率や補助上限額を引き上げる優遇措置を初めて導入いたしました。賃金実態の把握につきましては、この優遇措置の実施を通じて得られる情報を分析し、今後の施策展開につなげてまいります。

次に、大綱五点目、東日本大震災から十五年を迎える本県の課題についての御質問

のうち、中小企業等への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のありました復興特区支援利子補給金制度については、来年度以降は、原子力災害被災地域に限定して継続されるものと承知しております。これは、国において被災自治体や事業者の意向を精査し、宮城県内の市町村における活用見込みがなかったことを確認した上で判断されたものと聞いております。県といたしましては、今後、被災中小企業等から相談があった場合には、県融資制度による資金供給を案内するなど丁寧に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 土木部長齋藤和城君。

〔土木部長 齋藤和城君登壇〕

○土木部長（齋藤和城君） 大綱一点目、国政の重要課題に関する知事の政治姿勢の御質問のうち、特定利用港湾に関する説明会を開催すべきとお尋ねにお答えいたします。

特定利用港湾の取組については、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁の船舶が平素から円滑に利用できるように、関係者間において連絡・調整体制を構築するものとされており、昨年七月に国から県と関係市町に対し説明が行われたところです。県では、昨年九月末までに関係市町や港湾利用者などを訪問し、取組内容の説明と意見交換を行ったところ、反対意見や重大な懸念等は示されなかったものの「今後も丁寧の説明してほしい」との御意見もありました。このため県では、今月五日に特定利用港湾に関する関係市町担当課長会議を県民の皆様が傍聴できる形で開催し、傍聴された方々からは「国民の安全・安心が保たれるよい取組」との御意見のほか、住民説明会の開催要望や軍事利用に対する懸念等が示されたところであり、当日頂いた御意見等は国に伝えております。県といたしましては、地域に不安や懸念が生じることがないように、今回の会議録も含め、これまでの関係資料等を県ホームページに掲載し、県民の皆様へ広く情報提供を行うとともに、引き続き国に対して地域の意見を踏まえた丁寧な対応を求めています。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、新年度予算と県民の暮らしを支える提案についての御質問のうち、中学校の給食費無償化についてのお尋ねにお答えいたします。

学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化については、今年四月から小学校において実施されることとなったところです。中学校への拡大については、昨年二月の三党合意で速やかに実現すると示されており、国においては、昨年十二月の三党合意に基づき、いわゆる教育無償化に向けた対応についての中で「中学校給食についても、小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」することとされております。県教育委員会といたしましては、国の動向を注視するとともに、中学校の給食費の負担軽減についても早期に実現できるよう、国に働きかけてまいります。

次に、大綱五点目、東日本大震災から十五年を迎える本県の課題についての御質問のうち、みやぎ子どもの心のケアハウスへの令和九年度以降の支援継続についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ子どもの心のケアハウスは、学校に登校していない児童生徒や保護者に寄り添いながら、状況に応じた多様な支援を行うなど、大きな成果を上げてきております。また、児童生徒を取り巻く背景は、多様化・複雑化しており、今後もケアハウスが果たす役割はますます重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、引き続き国に対して財政支援を要望するとともに、令和九年度以降も運営支援が継続できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 御説明をいただきまして、ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、一点目ですけれども、県立がんセンターと日赤病院の統合新病院計画について伺います。先ほども、緩和ケア病棟、あるいは難治がん・希少がんについての御答弁がございましたけれども、答弁を見ても、やはり具体化はこれからだということなのですね。これで、本当にがんを総合的に診る病院になるのかということが非常に心配です。難治がん・希少がんについて、東北大学などと協議、検討を行うということです。

が、私は県議会議員になって二年余り御質問させていただいてまいりましたけれども、ずっと同じ答弁が繰り返されるといふ状況が続いております。この間、一体何を議論されていらつしやるのか、更に詳しく御説明いただければと思います。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 基本計画の公表に至りましたけれども、それまでの間も難治がん・希少がんの対応、そして緩和ケア病棟の取扱い等々の御指摘の件につきましても、東北大学を含めた関係者間で協議を進めてこちらの計画まで至りました。ただ、まだ開院まで四年余りという状況の中で、これから設計作業、そしてハードの部分の設計作業と並行して、様々な基本計画を実現するために肉付け、具体化が進んでいくというところでございます。これまでも協議中ということで答弁が多かったのは御指摘のとおりでございますけれども、これからまさに本格的な具体化が進んでいくこととございまして、今後、協議の進捗等に合わせてそういったことも適宜説明できるような段階にまいると思っておりますので、県としてもそういったことの説明に努めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） やはりこれから進めるという御答弁ですけれども、具体的に難治がん・希少がんであれば、県立がんセンターと東北大学病院の二つの病院が患者さんに医療提供されてきたわけです。ここで、どれぐらいの患者さんが東北大学病院で受け入れられるのか、新しい病院で引き継がれるのか。こういったことについても見通しはいつ頃きちんと議論されるのかということもまだまだ明らかにはされていないです。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） これも先ほどの答弁とかぶるところがありますけれども、知事の答弁にもありましたとおり、具体的に担っていく医師をはじめとした医療スタッフ等々の配置とか、そういった東北大学を中心としたところからの医師配置・派遣といった具体的な人数等の体制も含めて、これからしっかりと肉付け、具体化が図られるといったところでございますので、今後更にその辺の協議を詰めてまいりたいという段階でございます。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） これまでの過去の議論を振り返ってみましたけれども、やはり多くの議員の皆さんがこの議場の場でも統合される影響ということでは、必要な医療が受けられなくなる方が生まれるのではないかと。とりわけ、難治がん・希少がんについては、しっかりとした医療提供がされるのかということ、繰り返し質問をされてこられています。第一問でも伺いましたが、必要な医療を受けられないようながん難民と呼ばれるような方が絶対に生み出されてはならないと思いますけれども、この点、知事はどのように認識されていますか。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど部長が答弁したとおりでございまして、難治がん・希少がんといった患者さん方が引き続きしっかりケアができるように、よく県も間に入って調整をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） がん難民が生み出されてはならないという立場でこれからも求めさせていただきます。

次に、働く方々の雇用の問題です。県は、瀬峰にあった県立循環器呼吸器病センターの廃止などの事例を参考にするという御答弁でしたけれども、職員の人数の規模は全く違うのです。県立循環器呼吸器病センター廃止の際は、七十五名の方が県立病院機構や栗原中央病院への身分移行、転職等の退職ということになりました。今回、統合新病院では、二つの病院を合わせますと四百十三名の働いてる方々の雇用がどうなるのかということが問われている問題です。職員の人生がかかっていますので、県立がんセンターの一人の職員も切り捨てないという立場で、知事、しっかりと明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常に重要な御指摘だと思っております、先ほども答弁いたしましたけれども、職員の意向をしっかりと聞きまして配慮した上で、協議を進めてまいりたいというふうに思っております。切り捨てるということはないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 切り捨てるということはないということで御答弁いただいています。確認をさせていただきました。

それから、安心の医療・職員の人生を壊されてはならないということと、説明がまだ不十分ではないかということは、八木山地域の住民の皆さんをはじめとして日赤病院の跡地の医療について、まだ代表者の方々との協議というレベルで、広い住民の方々にはその意見すら述べる場所がないわけです。そういうことから言いますと、やはり県がきちんと責任を持って、仙台市や日赤病院が参加の下の説明会を開くべきだと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 様々な現在の患者さんの動向ですとか内容ですとか、そういったデータの分析も踏まえながら、適宜仙台市も交えて地元の町内会長の方々等々の意見交換の場を設ける段階が始まってまいりました。そういったことを積み重ねながら、皆様の意向を伺いつつ、こういった対象が考えられるかということをして住民の皆様の説明する機会が必要だということは承知をしておりますけれども、特に、病院機能を設けるといふ御希望に対しましては、やはり新しい地域医療構想における全体の病床の在り方ですとか、そういったものがしつかり議論されていかないと確たるお答えに至ることが難しい状況もあります。来年度から地域医療構想の検討が始まりますので、そういったものも併せ並行しながら、様々な場面に応じて的確に我々としても意見交換なり説明の場を設けていくように努力したいというふうに思います。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 地域医療構想の議論、検討はこれから始まりますけれども、これまでずっと求められてきていますから、説明会を県が開いてほしいというのはしっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

次に、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染廃棄物の処理についてです。加美町の汚染廃棄物が市民団体の追跡調査で福島県内の産廃処理業者によって搬送されたということが明らかになりました。この事業者ですけれども、焼却炉は持っています、処分場は持っていないのです。焼却灰は一体どのように処理されるのか、モニタリ

ングはきちんとされるものだとということで御答弁がありましたけれども、モニタリングの状況についても、県はしっかりとどのように最後まで処分しているのか調査し、明らかにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） まず、農林業系の廃棄物につきましては市町村のほうで責任を持って処理していただくということになっております。そこに、国と県で協力をさせていただいているという状況でございます。受入れ先の周辺住民の皆さんの御理解を得るところは、事業者、あるいはその地元の市町村の了解の下に進めているところでございまして、こちらの搬出元の市町村においてその点は適切に進められていると考えております。環境モニタリングも実施しております、その情報についても搬出元の市町村のほうでしっかり把握しているところでございます。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 何をもって適切に処理されているとお答えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 国からガイドラインは示されておりますので、そうした国のルールに基づいて、しっかり進められていると認識しております。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 実際に確かめて、調べていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 全てのデータを県が把握しているというところではございませんが、そこは市町村の責任で進められておるところでございますので、市町村のほうでしっかりモニタリング結果も承知しながら事業を進めているところでございます。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 結局は、国の方針で福島県の汚染土については県外に搬出するというような方針になってますけれども、他方で、宮城県内で発生した汚染廃棄物については、住民の皆さんには知らされないで秘密裏に福島県に持ち込んで補助金を出

して、焼却処理を進めるということになっているわけです。これは、道義的にも倫理的にもとても許されるものではないと思います。そもそも、放射能汚染廃棄物を発生させた責任というのは、国と東京電力にあるわけですから、県外に持ち出したり焼却したりしないで、しっかりと安全に保管管理を厳重にやるということ、それとモニタリングをしつかりと進めるということ。この立場ですべきではなかったのではないのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木幸士君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 汚染廃棄物を保管している市町村、そして市町村においては、住民の皆様からの早く処理してほしいという声もあることは間違いございません。そうした保管されている住民の皆様からの意見も踏まえて、それぞれの地元市町村のほうにおいて今後の処理をどう進めるべきかということを検討した上での現在の対応になっているわけでございますので、県としては、そうした市町村の意向を踏まえ、協力できるところは国とともに、そして、処理に当たっては、国が定めるルールにのっとりつつかり支援してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） 県が、目の前から汚染廃棄物が消えてしまえばそれで終わりという対応ではなくて、やはり安全管理とモニタリング、そして情報公開、搬出元も搬出先も住民が知らされないままでこういうことが行われていること自体が私は大きな問題だと思います。そのことを指摘して次の質問に移りますが、特定利用港湾の問題です。国は仙台空港を残念ながら特定利用空港に指定してしまいましたけれども、このときは、名取市と岩沼市で、自治体関係者はもとより、市議会議員、地域住民に参加を呼びかけた説明会が開催されています。一方、特定利用港湾については、先ほど質問したように、関係市町担当課長会議しか開かれておりません。傍聴者に発言の機会を与えたからといって、説明を尽くしたとは言えません。住民のほとんどは知らされていません。仙台塩釜港は、七つの市町が関わっています。七つの市町のそれぞれの単位で、市町の議員や港湾で働く人たち、地域住民による説明会を国の出席の下で県は開催すべきだと思いますけれども、お答えください。

○議長（佐々木幸士君） 土木部長齋藤和城君。

○土木部長（齋藤和城君） 特定利用港湾につきましては、昨年の九月までに関係市町や港湾利用者と様々な意見交換をしてきてございます。その中で関係市町からは「住民に対して丁寧の説明してほしい」という意見もございましたので、今回、担当課長会議という場の中で県民の皆様へ傍聴できるような形で御参加していただきながら意見交換する場を設けたということでございます。出てきた意見につきましては、当日は東北地方整備局の出席になってございますけれども、関係省庁につきまして、国交省を通じて意見のほうは伝えてございますので、その意見に対する回答があつた場合につきましては県のホームページで丁寧に掲載するなど、県民の皆様へ広く情報提供していきたいと考えてございます。

○議長（佐々木幸士君） 一番ふなやま由美君。

○一番（ふなやま由美君） それでは十分な説明会を開いたということにはならないので、県はしっかりと説明会を開いて、そして、有事につながるようなこういう動きについて、指定はすべきではないということを求めさせていただきます。先ほど、知事の答弁の中の震災復興に防衛特別所得税を導入する問題で、復興特別所得税についての問題ですけれども、本県では、地方債預託金を除きますと、当初予算、今年度で六十億円ぐらい予算があります。大震災で被災した知事として、やはり復興のためのお金を防衛特別所得税に充てるということとはすべきではないという立場で、国に毅然として物を言うべきだと思います。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほど答弁いたしましたとおり、税の目的や仕組み、具体的な用途などについて国民に丁寧に説明をして、理解が得られるようにしっかりと国のほうにお伝えしたいというふうに思います。